

令和8年5月13日開会

令和8年5月

# 市議会臨時会議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
報告第2号	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
報告第3号	専決処分の報告（令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第12号））	別冊
報告第4号	専決処分の報告（令和7年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	別冊
報告第5号	専決処分の報告（令和7年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第5号））	別冊
議案第39号	有功者の選定（乾 光 江）	8
議案第40号	有功者の選定（下 田 幾 子）	10

報告第 2 号

## 専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例の一部改正について、別紙のとおり令和8年3月31日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月13日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

専決第 5 号

## 寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月31日専決

寝屋川市長 広瀬慶輔

## 寝屋川市条例第 16 号

### 寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第 11 条中「、第 93 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 93 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 20 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 92 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 92 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 93 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 93 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 93 条の 3 から第 93 条の 8 までを削る。

第 95 条の見出し及び同条第 1 項、第 96 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項並びに第 97 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 98 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 33 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 33 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 33 号の 4 様式」に改める。

第 99 条の見出し及び第 100 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」

に改める。

第 101 条第 2 項中「第 92 条第 3 項ただし書」を「第 92 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 11 条の 2 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 11 条の 2 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項」を「附則第 11 条の 2 第 1 項」に改め、同条を附則第 11 条の 2 とする。

附則第 14 条第 3 項中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 21 項」を「附則第 15 条第 20 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 22 項第 1 号」を「附則第 15 条第 21 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 22 項第 2 号」を「附則第 15 条第 21 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 22 項第 3 号」を「附則第 15 条第 21 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 10 項から第 14 項までを次のように改める。

10 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

11 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

12 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

13 法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

14 法附則第 15 条第 24 項第 4 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 14 条中第 15 項から第 20 項までを削り、同条第 21 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 22 項

中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改め、同項を同条第 16 項とし、同条第 23 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 17 項とし、同条第 24 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 25 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を同条第 19 項とし、同条第 26 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 20 項とし、同条中第 27 項を第 21 項とし、第 28 項を第 22 項とする。

附則第 15 条第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号) 第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号) 第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号) 第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号) 第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第 32 条第 2 項中「、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「、第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第

23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改める。

附則第 37 条の 2 から第 37 条の 6 までを削る。

附則第 37 条の 7 の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割」を「令和 8 年度分の軽自動車税」に改め、同条第 4 項を削り、同条を附則第 37 条の 2 とする。

附則第 38 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 38 条の 3 第 3 項第 2 号、附則第 39 条第 3 項第 2 号及び附則第 40 条第 3 項第 2 号中「、附則第 11 条の 2 第 1 項及び附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項」を「及び附則第 11 条の 2 第 1 項」に改める。

附則第 41 条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 43 条第 5 項第 2 号、附則第 44 条第 2 項第 2 号及び附則第 49 条第 2 項第 2 号中「、附則第 11 条の 2 第 1 項及び附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項」を「及び附則第 11 条の 2 第 1 項」に改める。

附則第 50 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに附則第 51 条第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 11 条の 2 第 1 項及び第 11 条の 2 の 2 第 1 項」を「及び附則第 11 条の 2 第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例

(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例(平成26年寝屋川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。



# 推 薦 書

住 所 [REDACTED]  
氏 名 乾 光 江 (いぬい みつえ)  
生 年 月 日 [REDACTED]  
年 齢 [REDACTED]

## 功績のあった職歴

民生委員児童委員 37年8月  
民生委員児童委員協議会会長 3年

## 功 績 内 容

昭和63年4月から37年8月間にわたり、民生委員児童委員として、社会奉仕の精神をもって住民が抱える様々な問題の解決に尽力した。特に、令和4年12月1日から令和7年11月30日まで民生委員児童委員協議会会長として、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現と本市社会福祉の向上に貢献をした。

職 名	在 職 期 間
民生委員児童委員	昭和63年4月1日～令和7年11月30日
民生委員児童委員協議会会長	令和4年12月1日～令和7年11月30日

## (参考)

職 名	在 職 期 間
保護司	平成5年9月25日～現在に至る
社会福祉協議会理事	令和5年1月16日～令和7年6月12日
社会福祉協議会会長	令和7年6月13日～現在に至る



# 推 薦 書

住 所 [REDACTED]  
氏 名 下 田 幾 子 (しもだ いくこ)  
生 年 月 日 [REDACTED]  
年 齢 [REDACTED]

## 功績のあった職歴

民生委員児童委員 31年11月  
民生委員児童委員協議会副会長 3年

## 功 績 内 容

平成6年1月から31年11月間にわたり、民生委員児童委員として、社会奉仕の精神をもって住民が抱える様々な問題の解決に尽力した。特に、令和4年12月1日から令和7年11月30日まで民生委員児童委員協議会副会長として、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現と本市社会福祉の向上に貢献をした。

職 名	在 職 期 間
民生委員児童委員	平成6年1月1日～令和7年11月30日
民生委員児童委員協議会副会長	令和4年12月1日～令和7年11月30日

## (参考)

職 名	在 職 期 間
社会福祉協議会理事	令和3年6月25日～現在に至る

